

茅ヶ崎市立病院における院内感染対策のための指針

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

茅ヶ崎市立病院は、基本理念に市民の健康を守り、安全で信頼される医療の提供があります。医療安全管理のひとつである、院内感染の防止に努め、感染発生時には原因を追究し、制圧、終息を図ります。このため院内感染対策マニュアル（以下当マニュアル）を作成し、以下に基本方針を記します。

2. 院内感染対策のための委員会および他組織に関する基本的事項

1) 感染対策委員会

茅ヶ崎市立病院の院内感染を積極的に防止し衛生管理の向上を図ることを目的として感染対策委員会を設置する。

- (1) 委員会は病院長、看護部長その他各部門から組織横断的な代表者で構成する。
- (2) 委員会の委員長は病院長とする。
- (3) 委員会は毎月一回開催し、また必要時は臨時に開催する。
- (4) 委員会の所掌事項は次のとおりとする。
 - ① 感染対策に係る調査及び研究に関すること。
 - ② 職員等に対する感染防止のための教育及び啓発運動に関すること。
 - ③ 感染事故報告に関すること。
 - ④ その他感染対策に関すること。

2) 感染管理室

病院長直属の組織として、より円滑かつ迅速な感染対策の実施を目的として感染管理室を設置する。

- (1) 管理室は室長、専従看護師（CNIC）その他で構成する。
- (2) 管理室の事務分掌は次のとおりとする。
 - ① 感染症に関する情報の収集及び分析に関すること。
 - ② 感染症への感染防止策の指導などに関すること。

3) 感染対策チーム（以下「ICT」）

感染対策の実働的組織として感染対策チームを設置する。

4) 看護部感染対策チーム

感染防止対策活動を推進し、安全で効率的な看護を提供することを目的として、看護部感染対策チームを設置する。

3. 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

- 1) 全職員を対象に院内感染対策に関する研修会を年2回程度開催する。
- 2) 新規採用職員対象に院内感染対策に関する教育を行う。また中途採用者に対しても必要に応じて教育を行う。
- 3) 研修の開催結果は、記録し保存する。

4. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- 1) 感染管理室長は、必要に応じて感染対策委員長（病院長）に報告、臨時に委員会を開催し、感染源・感染経路・範囲（病棟・期間）の調査を行う等適切に対処する。
- 2) 職員へ迅速に周知、具体的対応、拡大防止策を実施する。

5. 患者等に対する情報提供およびマニュアル指針の閲覧に関する基本方針

- 1) 当マニュアルおよび感染対策委員会・ICT議事録等は院内LANを通じて全職員が閲覧できるようにする。
- 2) 患者を含め対象者に疾病、感染防止の意義および基本手技（手洗い、マスク使用等）について説明し、感染対策への協力を求める。
- 3) 患者等から当マニュアルの閲覧の求めがある場合は、開示する。

6. その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- 1) 職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を受け日常の健康管理に留意する。
- 2) 職員は、当マニュアルを遵守する。
- 3) 必要に応じて当マニュアルの見直しを行い、改訂結果は職員に周知する。